

タクシー利用助成券と 公衆浴場無料開放利用券を交付します

4月2日(月)から受付開始

交付の対象となる方は、住所・氏名・年齢が分かるもの（健康保険証、運転免許証、障害者手帳など）と印鑑を持って、お近くの交付場所で手続きをしてください。

タクシー利用助成券について

■交付対象者

- ①…在宅高齢者（満75歳以上で、所得税が非課税世帯の方）
- ②…在宅重度心身障害者（身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障害1・2級、聴覚言語障害1級、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方）

■交付枚数

- ①…1人年間12枚（同一世帯の2人目からは年間6枚）
- ②…1人年間24枚

公衆浴場無料開放利用券について

■交付対象者 高齢者（満65歳以上）、心身障害者手帳所持者

■交付枚数 1人年間36枚

■利用ができる公衆浴場

湯之谷温泉（洲之内）、吉原湯（神拝甲）、福長湯（大町）、宝湯（壬生川）、明神湯（高田）、道前溪温泉（丹原町来見）

■無料開放日 水曜日

■注意事項

- 年度途中での交付は月割りとなります。
- 昨年度に交付した利用券は、4月から使用できません。

交付場所・問合せ

■高齢者対象の交付場所

- 市庁舎別館高齢介護課 長寿・いきがい対策係 内線2363
- 東予総合支所市民福祉課 福祉係 内線133
- 丹原総合支所市民福祉課 福祉係 内線281
- 小松総合支所市民福祉課 福祉係 内線123
- 居住地の公民館（公衆浴場無料開放利用券のみ）

■障害者対象の交付場所

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係 内線2325
- 東予総合支所市民福祉課 福祉係 内線131
- 丹原総合支所市民福祉課 福祉係 内線212
- 小松総合支所市民福祉課 福祉係 内線124

特別障害者手当の支給

支給・支給の両要件を満たし、嘱託医が特別障害者と認める方に、特別障害者手当が支給されます。

■支給要件

日常生活において常に特別の介護が必要であり、原則として重度の障害が2つ以上重複する20歳以上の方

■支給要件

○所得が一定以下であること

○施設に入所していないこと

○入院していないこと

■支給額

月額2万6440円

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係（内線2325）

○東予総合支所市民福祉課 福祉係（内線131）

○丹原総合支所市民福祉課 福祉係（内線212）

○小松総合支所市民福祉課 福祉係（内線124）

労働保険の年度更新はお済みですか？

事業主の皆さんは、平成19年度の労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新を早めにお済ませください。

今回から石綿健康被害の救済費用に充てる一般拠出金の徴収も始まります。

■事務説明会の日時・場所

4月11日(水)
13時30分～16時

総合文化会館小ホール 申告受付会の日時・場所

- ① 4月19日(木)
9時30分～16時
西条商工会館第2研修室
- ② 4月20日(金) 10時～15時
西条商工会議所東予支所
（旧東予市商工会館）

■年度更新の手続き期間

4月1日(日)～5月21日(月)

■問合せ

愛媛労働局労働保険徴収室
TEL 089-193515202

資源リサイクル活動奨励補助金を交付します

家庭ごみの減量化と再資源化推進のため、資源物の集団回収を行う団体に対して、回収量に応じた補助金を交付しています。

事前に団体登録を行っていただく必要があります。

■補助対象となる団体の要件

- 営利を目的としない地域住民20人以上で構成する団体であること
- 資源物を市内のリサイクル業者に持ち込むこと
- 回収にかかる経費はすべて団体が負担すること

■補助金額 1kgにつき4円

■補助対象の資源物

新聞、雑誌、段ボール、スチール缶、アルミ缶など（事業活動に伴う資源物は対象となりません）

■問合せ

- 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係（内線2453）
- 東予総合支所市民福祉課 生活環境係（内線155）
- 丹原総合支所市民福祉課 市民生活係（内線209）
- 小松総合支所市民福祉課 市民生活係（内線132）